

# 堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和5(2023)年4月14日制定

〔上下水道局浄水課〕

## (趣旨)

第1条 この要綱は、堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事（以下「本工事という。」に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項等の作成に関する事。
- (2) 選定基準の作成に関する事。
- (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

## (組織等)

第3条 委員会は、委員7名をもって組織する。

2 委員は、別表のとおりとする。

3 委員の任期は、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が本工事の契約候補者と契約を行った日までとする。

## (委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、上下水道局長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

4 会議は、非公開とする。

## (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局浄水課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5(2023)年4月14日から施行する。
- 2 この要綱は、管理者が本工事の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。

別表

委員
上下水道局長
上下水道局次長兼経営管理課長
上下水道局次長兼下水道整備課長
上下水道局総務課長
上下水道局お客様サービス課長
上下水道局水道施設課長
上下水道局下水道保全課長